

平成 29 年 7 月 21 日

こども家庭部こども施策企画課

練馬区子ども・子育て会議について

1 設置目的

- (1) 区の子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見を反映するため。
- (2) 区における子ども・子育て支援施策を地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため。

2 所掌事項

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給対象となる教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (2) 区の子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関し、意見を述べること。
- (3) 区の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること。

例：子ども・子育て支援事業計画の実施状況に関する評価、等

3 委員の構成

会議は、つぎに掲げる者につき、区長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、区長が必要と認める者

4 委員の任期

2年（平成31年3月31日まで）